

！県職員 227人、県会議員 58人の 県出資法人役員兼務を廃止へ！

私は平成 19 年、20 年に本会議で県職員の出資法人における役員兼務の不当性を以下の観点で訴えた。

- ❶ 県事業の発注者、受注者双方に現職の県職員が身を置くことによる癒着はまめがれない。
- ❷ 県職員の職務専念義務（地方公務員法）から外れる。
- ❸ チェック機関である県議会議員の出資法人役員兼務は公正ではない。

以上の私の質問後、兼務は基本廃止という総務部長通知（平成 20 年 9 月）がでる。それを受け、県職員役員兼務は平成 22 年 6 月で 101 人、県議会議員役員兼務は 0 人となる。

！高い工業用水料金の負担を減らし企業誘致を促進

私は平成 22 年 3 月県議会で、企業における工業用水料金の負担を減らす必要があると以下の観点で訴えた。

- ❶ 平成 18 年 2 月、浜銀総研が神奈川県産業構造の課題として、工業用水料金が高いという報告書を出す。

以上の私の質問に対して、県企業庁としては初めて「工業用水料金の減免制度」を平成 23 年 4 月 1 日から実施することになった。（企業会計のため県税負担の影響は基本的でない）

！かながわ廃棄物処理事業団の民間売却

！県職員の自宅に関わる住宅手当の廃止へ

上記達成による
藤沢市民（県民）の
「幸せ」は次のような
ことがあげられる。

幸せ？

なにが？...



- ★出資法人兼務廃止方針により癒着が無くなり、随意契約も解消され余分な支出（県税支出）が抑えられた。
- ★法人県民税、法人事業税は、県税収入の多くを占める。「工業用水料金の減免」は、収入確保の基盤となる。

※かながわ廃棄物処理事業団について平成 20 年 6 月の本会議で私の質問に対し、初めて知事が「民間への売却も含めて考える」と答弁。その後売却された。これにより根拠なき毎年 4 億円の税支出がなくなる。

※自宅の住宅手当について、平成 22 年 9 月の本会議で私の質問に対し、初めて人事委員会委員長が「見直しが必要」と答弁し、直後の人事委員会給与勧告で「見直すべき」と報告された。

これまでの
実績

実績

済

これらは
一例

取組中

未

！神奈川県防災対策強化について

！教職員への給与支払い者を県から市へ移す

！ずさんな道路行政を見直す

！人事委員会給与勧告制度の見直し

！有機農業推進について

！障害者支援事業の実態把握と対応

上記が達成できなかった場合、藤沢市民は以下の点で「不幸せ」となる。

不幸せ？

なぜ？...



★平成 19 年 12 月 13 日県議会で井手の質問「神奈川県東部地震について 62 万人の避難者が想定されているが、これを受け入れることはできるのか？」これに対し災害消防課長「かなり困難であると考えている。」と答弁。県は避難者を受け入れるオープンスペースを含めた街づくりについて積極的に取り組んでいない。

★小中学校の教師は身分は市職員だが、給与は県から支払われる。中途半端な立場であるため議会論議も糖に釘。教育改革は進まない（法整備も必要）。

★藤沢市内に整備中の県道整備計画書の提出を H20 年から県に求めているが、未だに提出されない。このようなずさんな道路行政の放置は重い負担を県民へ強いる。

★民間の厳しい雇用調整（解雇、採用抑制など）を踏まえない県職員給与決定により県の人件費は膨らみ、藤沢市民はさらに重い県民負担（税、保険料）を強いられる（地方公務員法 8 条 2 で、給与制度の見直しは可能）。

※平成 22 年 7 月県議会で私の質問に対し、障害福祉課長が「障害者の方を対象としたホームヘルプサービスについて、看護師、ヘルパーの人数については把握してございません。」と答弁。基本が欠落している。



今回も悪政を指刺すお得意のポーズで選挙ポスターの撮影。その後、大好きなホットバナナチョコで一息！

